

議 案 第 3 号

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

職員に係る夏季休暇の使用可能期間を拡大するため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第10号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。